

次のような政令で定める施設（産業廃棄物処理施設）を使用して廃棄物処理業を行う場合、別途、設置の許可を受けなければなりません。

政令：産業廃棄物処理施設の種類（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条）

号	施設の種類	能力・規模
1	汚泥の脱水施設	10 m ³ /日を超えるもの
2	汚泥の乾燥施設	10 m ³ /日を超えるもの
	汚泥の天日乾燥施設	100 m ³ /日を超えるもの
3	汚泥の焼却施設	5 m ³ /日を超えるもの 又は200 kg/時以上のもの 又は火格子面積が2 m ² 以上のもの
4	廃油の油水分離施設	10 m ³ /日を超えるもの
5	廃油の焼却施設	1 m ³ /日を超えるもの 又は200 kg/時以上のもの 又は火格子面積が2 m ² 以上のもの
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	50 m ³ /日を超えるもの
7	廃プラスチック類の破砕施設	5 t/日を超えるもの
8	廃プラスチック類の焼却施設	100 kg/日を超えるもの 又は火格子面積が2 m ² 以上のもの
8の2	木くず又はがれき類の破砕施設	5 t/日を超えるもの
9	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設	すべて
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべて
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	すべて
11の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	すべて
12	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	すべて
12の2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	すべて
13	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	すべて
13の2	産業廃棄物の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラスチック類及び廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設を除く。)	200 kg/時以上のもの 又は火格子面積が2 m ² 以上のもの
14	産業廃棄物の最終処分場	すべて

※ 上記処理施設にかかわらず、中間処分を行うにあたり、関係する他法令の手続きが必要となる場合があります。